

平成25年5月臨時会（第1日目）

平成25年5月30日木曜日（午前10時開会）

出席議員（16人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	琴尾		繁
教育長			
総務課長	山口	誠	実
企画財政課長	大川	豊	文
国体推進室	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	中辻		徹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	住吉	克	己
産業振興課長	太田	啓	寛
建設課長	水谷	末	義
ダム対策室長	辻	孝	治
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	野上	英	了
行政係長	荒木	俊	行

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 常任委員の選任

日程第 5 議会運営委員の選任

日程第 6 特別委員の選任

日程第 7 選挙第 1 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

日程第 8 川棚町営住宅入居者選考委員会委員の選任

日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度川棚町一般会計補正予算 (第 5 回))

日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度川棚町国民健康保険事業特別会計
補正予算 (第 4 回))

日程第 11 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度川棚町後期高齢者医療特別会計
補正予算 (第 3 回))

日程第 12 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度川棚町介護保険事業特別会計
補正予算 (第 4 回))

日程第 13 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 24 年度川棚町公共下水道事業特別会計
補正予算 (第 4 回))

日程第 14 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(川棚町税条例の一部を改正する条例)

日程第 15 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出 (議会運営委員会)

閉 会

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

議 長 ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成25年5月川棚町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。古賀教育長は出張のために欠席であります。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び田崎一幸議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。なお、議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会広報特別委員会においては、平成25年5月10日開催の委員会におきまして、田口一信委員長の辞任の許可がなされ、新委員長に小田成実議員、副委員長に小谷龍一郎議員をそれぞれ互選された旨、報告を受けております。

また、田口一信議員におかれては、委員辞任の意向もあり、閉会中でありましたので、議長において辞任を許可しております。後ほど、議会広報特別委員会の欠員補充の選任を致します。以上で報告とします。

議 長 次に、日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっております。

なお、同条例第7条第1項ただし書きの例外規定により、議長の常任委員への就任を見送る取り扱いと致します。

お諮りします。常任委員の選任については、総務厚生委員に竹村一義議員、福田徹議員、三岳昇議員、田崎一幸議員、波戸勇則議員、小田成実議員、森田宏議員を、産業建設文教委員に村井達己議員、堀田一徳議員、毛利喜信議員、小谷龍一郎議員、朝長敏議員、田口一信議員、久保田和恵議員、山口隆議員をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定を致しました。

(10 : 03)

議 長 常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することになっております。この後、休憩を致しますので、それぞれに委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。

また、正副委員長の決定後、議会運営委員3名の推薦もお願い致します。

正副委員長及び議会運営委員候補者が決定しましたら、委員長から報告を願います。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(10 : 04)

(…休 憩…)

(10 : 13)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告します。

総務厚生委員長に三岳昇議員、副委員長に波戸勇則議員、産業建設文教委

員長に山口隆議員、副委員長に堀田一徳議員、以上のとおりであります。

議 長 次に、日程第5、議会運営委員の選任を行います。

委員会条例第4条2項により、定数は6人となっております。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員の選任については、三岳昇議員、福田徹議員、小田成実議員、山口隆議員、毛利喜信議員及び田口一信議員を指名したいと思っております。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

正副委員長が決定しましたら、委員長から報告願います。

議 長 ここでしばらく休憩します。

(10:15)

(…休憩…)

(10:19)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので報告します。

委員長に毛利喜信委員、副委員長に福田徹委員、以上のとおりであります。

議 長 次に、日程第6、特別委員の選任を議題とします。

議会広報特別委員会においては、委員の辞任が生じ、1名欠員の状態でありますので、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することに致します。

お諮りします。議会広報特別委員の選任については、山口隆議員を指名し

たいと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山口隆議員を、議会広報特別委員に選任することに決定しました。

(1 0 : 2 1)

議 長 次に、日程第7、選挙第1号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙」を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、各町の議長の職にある者に加え、議会において選挙された者3人をもってあてると規定されております。したがって、議長を除く3人の議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長の方において指名することにしたと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定を致しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に、村井達己議員、三岳昇議員、森田宏議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることにご異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙において、村井達己議員、三岳昇議員及び森田宏議員が当選をされました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました、村井達己議員、三岳昇議員及び森田宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。

(1 0 : 2 3)

議 長 次に、日程第8「川棚町営住宅入居者選考委員会委員の選任」を議題と致します。

お諮りします。川棚町営住宅入居者選考委員に福田徹議員及び朝長敏議員を選任したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、川棚町営住宅入居者選考委員会委員に福田徹議員及び朝長敏議員を選任することに決定を致しました。

なお、このほかに町長から依頼がありました川棚町都市計画審議会委員、民生委員推薦会委員についてお諮りを致します。

川棚町都市計画審議会委員に、竹村一義議員、森田宏議員、堀田一徳議員及び久保田和恵議員を、川棚町民生委員推薦会委員に三岳昇議員を推薦したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を各委員に推薦することに決定しました。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(1 0 : 2 5)

(…休 憩…)

(1 0 : 3 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を議題とします。本案について説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。ただ今から提案理由を申し上げますが、その前に一言、ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会は、地方自治法第101条第2項の規定によりまして、議長から開催の請求を受けて招集をしたところでございますが、議員の皆様方におかれましては、お繰り合わせご出席いただき、こうして定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。

議会におかれましては、先程、常任委員会を始め、各委員会の委員の選任が行われ、正副委員長につきましても、それぞれ選任されたところであります。新たな構成による議員皆様方の今後ますますのご活躍を心から祈念申し上げます。私ども行政側におきましても、4月1日付けで人事異動を行いまして、新たに3名の職員を管理職に登用を致しております。今日の会議から出席しておりますので、議員各位におかれましては、今後よろしくご指導いただきますよう、私の立場からもお願いを申し上げます。

本日の臨時会での行政からの議案は、専決処分の承認7件でございます。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」について、提案理由を申し上げます。

平成24年度川棚町一般会計予算の執行において、補正の必要が生じてまいりましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る、3月29日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、補正を行ったところでございます。そこで、この専決処分につきましても、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご

承認くださいますよう、どうぞよろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは、内容をご説明致します。

2枚目のページをお開きください。先程、町長が申し上げたとおり、専決第1号として平成25年3月29日専決処分を行ったものであります。別冊のとおりとありますのが、次のページ以降となります。次のページをお開きください。

今回の補正予算の鑑になります。平成24年度川棚町一般会計補正予算(第5回)として、第1条第1項において、補正後の予算の総額を6億6,200万円とする旨規定し、同じく第2項において、その補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額を1ページから3ページの「第1表、歳入歳出予算補正」によると規定しております。

第2条において、繰越明許費は4ページの第2表による旨、第3条において、地方債の補正は5ページの第3表による旨を記載しております。それでは、第2表の繰越明許費と第3表の地方債の補正は、後ほどご説明させていただくということでご了解願いまして、事項別明細書の歳出から説明致します。47ページ、48ページをお開きください。なお、今回の補正は決算を見込んだ上での不用額の減額をしたものがほとんどであります。そうした決算見込みに併せた減額、または些少な増額などにつきましては簡略に説明させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願い致します。47ページ。

歳出、1款議会費であります。議会費の旅費につきましては、決算見込みに併せた減額を行ったものであります。次のページをご覧ください。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費、これは経常経費的なものの執行残を見込んで減額をしております。

2目秘書広報費、6目企画費、7目情報通信基盤整備事業費、これも不用額を見込んだ減としております。同じく8目電算管理費も不用額を見込んだ減としております。

9目諸費でございます。まず細節3の川棚駅前広場、これは20万円減額しておりますが、光熱水費の減であります。一般細節1の一般諸費0円として内訳の変動を行っております。これは裁判に要する経費を翌年度に繰り越す必要が生じたため、この諸費の総額の範囲の中で調整を行ったものであり

ます。後ほど別表に繰越明許費において関連して説明を致します。次のページをご覧ください。

まず下水道事業基金費でございます。これは利息実績に伴う減でありまして、歳入においても同額を減しております。

徴税費は賦課徴収費の委託料の減です。これも不用額を見込んだ減としております。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。これは説明欄記載がございません。財源内訳の中のその他に46万6千円の減としておりますが、これは戸籍住民基本台帳費に充当する手数料の減が生じておりますので、財源内訳のみの変動となっております。次のページをご覧ください。

3款民生費であります。まず1項1目社会福祉総務費でありますけれども、事業実績の見込みに併せた減と、一部積立金は利息実績に見合わせた増としております。なお、細節10国民健康保険事業費、14の介護保険事業費、これは特別会計の繰出金、併せて529万円を減としておりまして、これは後ほど説明がある特別会計の方では繰入金として対応づけられるものであります。

2目障害者福祉費ですが、これも実績を見込んだ減です。対応としましては、上から細節2、3、4、この合計が20節扶助費の総額となります。

細節5、6につきましては、この総額330万円が19節負担金補助及び交付金という、そういう内訳になっております。

3目老人福祉費ですが、これも実績見込みに併せた不用額の減であります。次のページをご覧ください。

3款民生費の2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費、特別保育事業費、これは休日延長保育に係る事業費補助であります。

2目保育所運営費、これは民間保育所の運営補助です。それぞれ実績を見込んだ不用額を減額をしております。次のページをご覧ください。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費ですが、母子保健事業費の中で、これも不用額を減としております。

2目予防費についても、不用額を見込んだ減であります。4目健康増進費、これは説明欄に記載しておりませんが、財源内訳、国県支出金11万6千円の減となっております。これは県支出金において減が生じておりますので財

源内訳のみの減となった次第です。次のページ。

5 款労働費をご覧ください。これは1項3目雇用創出費として、これは補助事業ではありますけれども、具体的な内容としましては、くじゃく園キャンプ場におけるワイヤーメッシュの設置、イノシシ対策のワイヤーメッシュの設置を観光協会に委託して行っております。これも不用額を見込んだ減となっております。次のページをご覧ください。

6 款農林水産業費であります。1項3目農業振興費、これは説明欄に掲げております3つの補助事業について、決算を見込んだ減としております。

5目農地費です。説明欄、細節4の中山間ふるさと農村活性化事業費とありますが、これはふるさと産業まつりの実績が出ましたので、その分の減であります。この分の26万4千円の減が財源内訳、特定財源のその他に対応してまいります。そして、特定財源として、国県支出金3,220万円の減、地方債1,830万円の増となっております。これにつきましては、説明欄に記載がありませんが、農村災害対策整備事業費、具体的には防災無線の整備事業でございますが、これについて財源の変動が生じておりますので、財源内訳のみの変動となっております。これにつきましては、歳入の説明の折に詳しくご説明致します。

2項1目林業総務費、これは3つの補助事業、これはいずれも森林組合の事業に対する補助であります。これも決算を見込んだ減としております。

3項1目水産業振興費、これも川棚漁協の事業に対する補助で、これも決算を見込んだ減ということになります。次のページ。

7 款商工費をご覧ください。1項3目観光費で、2つの事業について減としております。大崎温泉管理費とありますのは、しおさいの湯の事業です。細節6の国民宿舎はくじゃく荘の事業です。それぞれ工事費について執行残が見込まれましたので、その分を減をしております。

4目観光施設整備基金費、これは利息実績に見合う増です。これは歳入も同額の補正を行っております。

8 款土木費についてご説明致します。まず、2項2目道路維持費、これは説明欄に記載がありませんが、財源内訳の地方債に変動が生じております。そして、3目道路新設改良費、これも町道の改良工事で不用額を減をしております。なおかつ、財源内訳として、これも地方債の減が生じております。

4項2目港湾建設費ですが、港湾建設費、これは県営事業の工事負担金でございませけれども、これも実績減としております。これも地方債の減が伴っております。

5項3目公共下水道費、これは説明欄に記載がありませんが、特定財源、その他の3千万円の減となっております。住宅費、1目住宅管理費ですが、これも説明欄記載なしで、財源内訳の地方債の減だけとなっております。土木費に関しましては、地方債の減、そしてその他の減と出ておりますが、これにつきましては歳入の折に説明をしたいと思います。

9款消防費です。1項2目非常備消防費について、これも実績見込みに併せた減をしております。内訳としましては、消防団員の報酬、そして出動手当、旅費の分が出動手当に相当するものであります。次のページをご覧ください。

10款教育費です。2項1目学校管理費、小串小学校改良費で、工事費の不用額を減としております。そして、次の4目施設整備費ですが、これも説明欄記載なしで、財源が変動しております。具体的には、小串小学校プールの改修事業でありまして、これも国庫支出金、地方債、ともに変わっておりますが、これも歳入の折に詳しくご説明致します。

5項2目公民館費、これも説明欄記載がありません。これは寄附金が公民館費に充当するという寄附金がありましたので、財源内訳のみの変動となっております。

12款公債費です。これは1目元金、2目利子共に借入額が確定したことに伴う補正であります。次のページをご覧ください。

14款予備費です。これは最終歳出見合いのための補正をしております。それでは、次に歳入についてご説明を致します。9ページ、10ページをご覧ください。

まず歳入、1款町税です。これは1項2目法人税におきまして、法人税割分で増が見込まれるということで増額の補正を行っております。次のページをご覧ください。

11ページの2款地方譲与税から、25ページの10款交通安全対策費までにつきましては、3月に入ってから決定額が示された譲与税交付金について、一律に決定額どおりの補正を行ったものであります。いずれも特定財源

ではない一般財源でありまして、歳入との関連もありませんので、これについては補正額をそれぞれご確認いただくということで、説明は省略させていただきますことをご了解いただきたいと思います。27ページに移ります。

11款分担金及び負担金です。これは1項1目民生費負担金におきまして、養護老人ホームの入所費ですね、決算を見込んで減としております。次のページ。

12款使用料及び手数料をご覧ください。先程、歳出の折にご説明致しましたが、戸籍住民基本台帳費に充当する、この3つの手数料の減が見込まれましたので、減額をしております。次のページをご覧ください。

13款国庫支出金です。国庫支出金につきましては、下2つの補助金、説明欄で言いますと、学校施設環境改善交付金、そしてその下の地域の元気臨時交付金、この2つからご説明致します。まず、下から2つ目の学校施設環境改善交付金ですが、これは国の緊急経済対策、いわゆる15ヶ月予算に関連して、急遽24年度補正予算で取り組むこととなった小串小学校プール改修工事に対する補助金であります。当時、その補助の額を1,700万円余りと見込み、3月定例会において補正をしていたものですが、その見込みを上回る5,500万円余りの補助決定が3月にありましたので、今回、その差額を増額したものであります。これによって、先程歳出の時に申し上げました69ページの財源内訳の国庫支出金に反映したという次第です。なお、この影響によりまして、その下の地域の元気臨時交付金に影響が出ております。これは元気交付金の制度上、国の緊急経済対策にかかる公共事業の地方負担の総額により、その補助額が決定されるものとなっております。先程の小串小プール改修の補助金が大幅に増額になったことにより、その分地方負担の総額は減少するため、元気臨時交付金が、逆に減額になるという見込みになりましたので、見込まれる減少分3,200万円を減額したというものです。なお、この3,200万円の歳入の減につきましては、農村災害対策整備事業費、防災無線整備の財源に充当していた分として減額をしておりますので、歳出の説明で触れましたように、61ページの5目、農地費の財源内訳に反映したという次第です。この2つ以外につきましては、それぞれ交付決定確定に基づき、それぞれ減額を行ったものです。次に移ります。

14款県支出金であります。この県支出金につきましては、それぞれ事業

実績に基づき補助申請等を行い、その決定、または確定に併せて、それぞれ補正を行ったものであります。この33ページから36ページまで、記載のとおりでありますので、個々の説明は省略ということでご了解を願いたいと思います。37ページをお開きください。

15款財産収入であります。1項2目利子及び配当金で、先程、歳出の折に若干触れましたが、下水道基金利子、観光施設整備基金利子、それぞれ利息の実績が出ておりますので、その分増減しております。それが先程の歳出の財源内訳に反映したということです。

16款寄附金です。この寄附金につきましては、各目毎の寄附の実績に併せて補正を行っております。その中で、地域福祉基金寄附金、そして教育費寄附金につきましては、先程ありましたように、それぞれ地域福祉基金に積立、そして教育費寄附金については公民館費に充当しております。

17款繰入金です。まず繰入金の1項1目下水道事業基金繰入金につきましては、これは当初予算において歳入不足に備えて、下水道事業繰入金として3千万円を計上しておりましたが、決算の見込みがつき、繰越金等を勘案した結果、基金の取り崩しは不用であると判断し、全額減としたものであります。これによって公共下水道事業費の財源内訳のその他に反映したという次第です。

中山間ふるさと農村活性化基金繰入金は、歳出と同様にふるさと産業祭の実績に併せた減額であります。

19款諸収入に移ります。諸収入につきましては、いずれも3月末時点における実績または見込みにより補正を行ったものであります。45ページ。

20款町債について説明致します。1項3目農林水産債1,830万円の増額であります。これは農村災害対策整備事業、具体的には防災無線整備事業の起債のうち、24年度実績分について1,700万円を減額し、翌年度に繰り越す分2千万円を増額するというので、差し引き1,830万円の増としたものです。先程、13款国庫支出金において、元気臨時交付金の減額が見込まれるということで3,200万円の減額を行いましたが、事業費総額予算は変わりありませんので、この元気臨時交付金の減額を補うために起債の増額を行う必要があったということでご理解いただきますようお願い致します。

なお、この増額につきましては、起債限度額の上限を確保するものでありまして、これによって実際の借入が決定するものではありませんので、念のため申し添えます。また、後ほど繰越明許費の際にも説明致しますが、この防災無線整備事業は、翌年度に繰越を行うものであります。

4目土木債における3つの事業債につきましては、起債借入額の決定実績に併せた減額であります。

6目教育債の減額につきましては、これも先程、13款国庫支出金において学校施設環境改善交付金、小串小学校のプール改修事業の増額の折に説明しましたが、その補助金増額に対応して、逆に起債借入が不用になる分を減額するものであります。これは全くイコールではありませんが、起債充当率端数の関係の差ということでご理解ください。また、この小串小学校プール改修事業につきましても、翌年度に繰越を行うものであります。これら町債の補正額は歳出の財源内訳の中の地方債の欄にそれぞれ反映しております。

以上で、事項別明細書の説明を終わります。それではこの説明しました20款町債と、第3表が関連しますので、第2表の前に第3表、地方債補正についてご説明を致します。5ページをお開き下さい。

第3表、地方債補正であります。この表が先程説明しました20款町債の45ページ、46ページと対応するものであります。この表の補正前、補正後の差額が46ページの節単位の補正額と一致してまいります。内容につきましては、20款において説明した内容と同一でありますので、個別の説明は省略をさせていただきたいと思っております。1ページに戻りまして、第2表についてご説明致します。

第2表、繰越明許費、翌年度に繰り越しして使用する経費であります。金額については記載のとおりということで、事業の内容について上から順にご説明致します。

まず、光ブロードバンド基盤整備事業費につきましては、町道東臨港線歩道設置工事、この近辺の移設工事を予定しておりましたが、町道東臨港線歩道設置工事が繰り越されることになりましたので、これに併せて繰越を行うものです。一般諸費につきましては、本町が被告となっております民事訴訟について、24年度内に終結しなかったため、引き続き対応する必要があるため繰り越すものであります。農道新設改良事業費につきましては、これは

県営事業、基幹農道川棚西部地区にかかる地元負担金ですが、これは県が繰越を決定しましたので、それに併せて繰越を行うものです。農村災害対策整備事業費、これは先程歳入の折にも説明したとおり、防災無線の整備事業費であります。道路新設改良事業費は、町道の改良事業費でありまして、町道のうち中小串線、三越線、重線、この3つの工事を繰り越すものとしております。

社会資本整備総合交付金事業費は、これは最初に出ました町道東臨港線歩道設置工事であります。

公共下水道事業費、これは公共下水道事業特別会計において、雨水工事費の繰越を行うことに対応しまして、その財源となる一般会計からの繰出金について同様に繰り越すものであります。

最後の公立小学校施設整備事業費につきましては、歳入の折で説明しましたように、小串小学校のプールの改修工事であります。

以上が専決処分を行いました「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の内容であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 福 田 歳入の31、32ページの、国庫支出金の減額と増額が教育費の増加があったので、5目の総務費の方が減額になったということですが、これは事業を始める時にそういう関連があったのか。そういうことが分かっていたなら小串の方はもう少し待つべきじゃなかったのかなと思うんですけど、相殺されるようないきさつをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

企画財政課長 この分につきましてはですね、申しましたように24年度の緊急経済対策ということで、急遽3月定例会において提出したものであります。その時点では、総額は分かっておりましたけれども、この地方負担の総額ですね80%を目安に交付すると、そういう情報しか参っておりませんでした。これについてですね、ちょうど昨日ですね、結果は出たんですが、最終的には川棚町が85%程の、地方負担に対する85%程の補助ということが決定しております。ですからその分の5%程度はですね、确实なところで見込んだということで、そのへんの差額が出たということでご理解いただきました。

いと思います。

そして、学校教育、このプール整備事業についてはですね、3月に補助決定自体が見込まれておりましたので、3月定例会の補正に出すべきだろうという判断をしたものであります。以上です。

1 4 番久保田 2つお尋ねします。36ページの説明のところの子宮頸がんなどのワクチンのところで減額になっているのは、接種が伸びなかったということか、それから50ページの光ブロードバンドの基盤整備事業、これがどのぐらいの設置率になっているのか教えてほしいと思います。

健康推進課長 子宮頸がん等ワクチン接種費用の減額の方でございますが、当初予定をしておりました子宮頸がん、この分については子宮頸がんヒブ、小に肺炎球菌と、3つの予防接種の関係の分の補助でございますが、当初見込んでおりました3つのワクチン接種について、対象者が接種をしなかったというところがございます。広報等は何回も広報し、個別に子宮頸がんのワクチンの接種につきましては致しましたが、全ての方が接種されなかったというところがございます。以上です。

企画財政課長 ご質問の光ブロードバンドの加入についてご説明致します。

3月末の実績ですが、手元に正確な資料はありませんが、1970件ほどであったと記憶しております。したがって、今全世帯数が5,200ほどかと思っておりますので、おおよそ4割弱の加入率となっている状況であります。以上です。

3 番 福 田 先程の件なんですけれど、防災無線の更新にあたっては補助事業ということで、補助率等があったと思うんですけれども、今度減額されたということになりますと、地方債で賄うということですけど、これは後日補てんというかたちが見込まれるんでしょうか。

企画財政課長 防災無線にかかる地方債の増額ですね、これは3月末時点でだいたい目途がついてきましたので、4月に起債借入の申請を行うんですけれども、それには間に合わせておりますので、この1,800万円の増については確保できたということでご認識いただければと思います。

5 番 三 岳 44ページですね、観光事業収入で今回600万円の補正が上がっておりますが、これについて入場者、利用者等が増えて経営が良くなった結果というふうに受けとめたいと思うんですが、総額で、いわゆる調定

納付金でしょうから、当初予算がちょっと記憶にないんですけども、いくらになるのか教えていただきたいと思います。

企画財政課長 観光事業収入、今回600万円増額しておりますが、当初予算が1千万円ですね、したがって総額の1,600万円という見込みで補正を行っております。実際の実績はですね、これを若干上回ったということです。

14番久保田 先程の50ページの光ブロードバンドの再質問をしますが、世帯数から言えば4割ほどと言われました。目標は3,000と思っているんですけども、どのぐらいで到達される、まだ2,000にもっていないという状況ですので、どのような努力をされるおつもりでしょうか。

企画財政課長 加入の促進でございますけれども、久保田議員のおっしゃったように、当初予定では3,000件を超すという加入件数を見込んでおりました。したがって、まだ1,000件以上の開きがあります。これにつきましてはですね、町としては広報、ホームページ等で、それとあと4月から行いましたテレビのデータ放送、これでPRをしております。しかし、一番主力となりますのはですね、NTTが戸別勧誘をやっておりまして、たまに電話がかかってきたりするかと思いますが、その分の効果を一番頼りにしているという状況であります。以上です。

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第1号「専決処分の承認

を求めることについて（平成24年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定しました。

（11：13）

議 長 次に、日程第10、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題とします。本件の説明を求めます。

町 長 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」の提案理由を説明致します。

平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,032万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,235万2千円にしたものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、説明を致します。補正の額については、先程町長が述べたとおりでございます。それでは、事項別明細書の方で説明を致しますので、よろしくお願い致します。なお、少額のもの、それから補正額の財源内訳の補正のみ等につきましては、国及び県の支出金の交付決定に基づき補正を対応致しております。内容については説明を省略させていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願い致します。

それでは歳出から説明致します。14、15ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費、2項3目収納特別対策事業費、5項1目医療費適正化特別対策事業費につきましては、国、県の支出金の交付決定に基づき財源内訳のみでございますので、省略をさせていただきます。次のページをお願いします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費並びに3目一般被保険者療養費の減

額補正につきましては、平成24年保険給付費額の確定によりまして療養給付費の支出見込みが確定致しましたので、それぞれ予算との差額を減額したものでございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、支出額が決定を致しましたので、予算との差額を減額したものでございます。この額につきましては、4名分の減額ということでございます。次のページをお願いします。

3款後期高齢者支援金等、次のページの4款前期高齢者納付金等、次のページの7款介護納付金につきましては、支出額が固まりましたので、財政調整交付金等の概算見込みが確定しております。そこで財源内訳のみの補正でございます。次のページ24、25をお願いします。

8款1項1目特定健康診査等事業費でございます。13節委託料につきましては、事業費決定に基づき、当初予定しておりました人数より受診者が少なかったことにより減額をしたものでございます。また、受診者の減に伴いまして、7節の賃金、12節の役務費等について不用額が生じたので減額をしたものでございます。ちなみに集団健診でございますが、1,003人の受診をいただいたところでございます。暫定受診率でございますが、37.5%ということで、前年度比およそ10ポイント伸びたということになります。

2項1目疾病予防費につきましては、胃がん検診、大腸がん検診等の受診者が、当初予算でしておりました人数よりも少なかったために減額補正をしたものでございます。

3目保険事業特別対策事業費につきましては、医療機関で受診をしていただいている国保特定健康審査対象者の情報を、被保険者の同意を得てから医療機関から情報提供をいただくということで予算計上を致しておりましたが、情報提供数が少なかったために減額をしたものでございます。

12款予備費でございますが、収入支出の見合いにより475万9千円を増額し、1,442万3千円としたものでございます。なお、国、県における療養給付費等の負担金、財政調整交付金等につきましては概算により交付を受けております。次年度において精算をすることとなります。この増額につきましても、この財源になるものを含んでいるということでございます。

歳入について説明を致します。6、7ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税並びに 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節における滞納繰越分において、決算見込み額により、補正をしたものでございます。次のページをお願い致します。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金、節の現年度分の増額補正につきましては、平成 2 4 年度国庫負担金の額の確定によりまして、増額をしたものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金でございますが、これにつきましても交付金額の確定が致しましたので、予算との差額を補正をしたものでございます。

4 項高齢者医療制度円滑運営事業の増額補正につきましては、当初予算では計上致しておりませんでしたが高齢受給者負担割合の延長に伴いまして、補助金が交付されることになりました。これによって交付決定に基づき計上をしたものでございます。次に 1 0、1 1 ページをお開きください。

4 款 2 項 1 目財政調整交付金、1 節の財政調整交付金、2 節の特別調整交付金につきましても、交付額が確定を致しましたので、それぞれ予算との差額を減額補正をしたものでございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金、2 節の助産費等繰入金につきましては、1 1 2 万円の減額補正でございます。出産育児一時金支出決定によりまして、その差額を減額をしたものでございます。歳出で 4 人分の 1 6 8 万円の 3 分の 2 の額になります。

3 節職員給与費等繰入金につきましては、事務費支出額が確定したことによりまして、予算との差額を減額補正をしたものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定を致しました。

（11：25）

議 長 次に、日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」を議題とします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」の提案理由を説明致します。

平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,833万1千円にしたものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。金額等につきましては、先程町長が提案をしたとおりでございます。そ

れでは事項別明細書で説明を致します。まず歳入からで6、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項2目普通徴収保険料の増額補正でございます。これは3月定例会において保険料の実績見込みにより補正を致しておりましたが、見込み以上に納付がっております。また、前年度の収納率よりも率において0.7ポイント収納率が向上し、収納率で98.34%となっております。これにより収納致しました保険料が増加したことにより補正をするものでございます。

歳出を説明致します。8、9ページでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金64万7千円の増額補正でございます。先程、説明を致しました歳入において収納致しました保険料を広域連合へ納付するために、増額補正したものでございます。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(平成24年川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回))」の採決を行います。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって承認第3号「専決処分の承認

を求めることについて（平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定致しました。

（11：29）

議 長 次に、日程第12、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題とします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」の提案理由をご説明致します。

平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、繰越明許費で、事業名、地域介護福祉空間整備事業並びに施設開設準備経費助成特別対策事業で、予算額3,511万2千円を繰越事業とした他は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,262万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,086万2千円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願い致します。

健康推進課長 それでは補正の内容について説明を致します。補正の額については、先程町長が提案申し上げたとおりでございます。

それでは、歳出から説明を致しますので、事項別明細書15、16ページをお開き願います。

2款1項保険給付費、1目介護サービス等諸費同じく2目介護予防サービス等諸費、5目高額医療合算介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費のそれぞれの19節の負担金補助金等につきましてでございますが、平成24年度の介護給付費の確定によりまして、支出が固まりましたので、説明欄記載のとおり給付費等をそれぞれ減額したものでございます。また、財源内訳の補正につきましては、介護給付費との額の決算額を見込み、それ

ぞれ増額または減額をしたものでございます。次のページをお願いします。

4款1項1目介護予防事業費につきましては、交付額の決定によりまして、特定財源を増額をしております。

2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、国、県補助金の交付決定により財源内訳を調整したものでございます。次のページをお願いします。

8款1項1目予備費でございますが、収入支出の見合いにより増額をしたものでございます。この予備費の合計額7,910万円ほどございますが、次年度において精算を致します国、県等の精算返還金になる額も含んでおるのでございます。

歳入について説明致します。7、8ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金、2目の地域支援事業交付金が、それぞれ負担金補助金の交付額の決定に基づき減額をしたものでございます。次のページ。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金につきましても、補助額の決定によりまして増額補正をしたものでございます。

5款県支出金、1項1目県負担金並びに2目県補助金の減額につきましては、県の介護給付費交付金の交付決定に伴いまして補正したものでございます。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の393万8千円の減額につきましては、平成24年度保険給付費額の確定によりまして、給付費の支出が固まり、繰入不用額が生じてまいりましたので、その額を減額したものでございます。

繰越明許費について説明を致します。3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきましては、1款総務費、1項総務費、事業名、地域介護福祉空間整備等事業、予算額3千万円並びに施設開設準備経費助成特別対策事業予算額が511万2千円で、合計で3,511万2千円でございます。この事業等におきましては、2012川棚町高齢者対策基本計画、いわゆる第5期の介護保険事業計画におきまして、整備することと致しております地域密着型サービス、いわゆるグループホームの1ユニット、9人分です。ね、の新設にかかる事業として、長崎県の内示を受けて、「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」において計上している事

業でございます。

建設予定地の造成等に時間を要したために、工期を延長しなければならないこと、並びに施設の建設工事が遅れたことによりまして、備品等の購入並びに職員研修等が終了できていないというところで、翌年度へ繰り越すものでございます。なお、完成予定は7月末ということで報告を受けております。なお、この2つの事業につきましては、県の補助事業でございますので、25年度への繰越事業として、繰越承認通知書を受けておるところでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第4回))」を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(平成24年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第4回))」は、承認することに決定を致しました。

(11:39)

議 _____ **長** 次に、日程第13、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回))」

を議題とします。本件について説明を求めます。

町長 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明致します。

平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により補正を致しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正予算第4回は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費を定めるもので、建設費の事業名、雨水建設費、予算額2,750万円を繰越事業とするものでございます。詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の中身であります「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）」の説明をさせていただきます。

2枚開けていただきまして、今回の補正予算第4回の内容であります、第1条として、繰越明許費を定めたものでありまして、次のページの第1表に内容については記載をしております。

今回の雨水建設費は、栄町地区雨水排水対策事業についてであります、年度内での工事完成が困難となりましたので繰り越すものでございます。なお、今回の繰越につきましては、国の承認をもって行ったものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありますか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから承認第5号「専決処分の承認を
求めることについて（平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算
（第4回））」を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第5号「専決処分の承認
を求めることについて（平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予
算（第4回））」は、承認することに決定を致しました。

（11：43）

議 長 次に、日程第14、承認第6号「専決処分の承認を求めること
について（川棚町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。本件に
ついて説明を求めます。

町 長 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町税
条例の一部を改正する条例）」の提案理由をご説明致します。

地方税法の一部を改正する法律案が、去る3月29日に国会で成立し、3
月30日、法律第3号として公布をされたところであります。そこで、この
法律改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じてまいり
ましたが、法律が原則、平成25年4月1日から施行されることになりました
ので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付けで、地方自
治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正致しましたので、
同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、この後、税務課長が説明致しますので、よろ
しくご審議の上ご承認くださいますようお願いを致します。

税 務 課 長 それでは私の方から改正内容についてご説明を致します。

今回の改正につきましては、ただいま町長が申しあげましたように、地方
税法等の一部が改正されたことによるものでございます。改正の概要につき

ましては、先の3月定例会最終日に若干触れさせていただきましたが、平成25年度の税制改正を総括的に申し上げれば、成長による富の創出に向けた税制改正措置ということでありまして、社会保障税一体改革の着実な推進のために、企業の研究開発、設備投資を促し、個人の金融証券活動を活性化させようとするものでございます。併せまして、住宅土地税制におきましては、個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充を図るもので、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%の消費税引き上げ予定により生じます消費税負担の平準化をするために、所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除するものでございます。なお、これによる平成27年度以降の個人住民税減収額は、全額国費で補てんされるということになっております。そのほか、東日本大震災復興支援のための固定資産税減免を継続するとともに、納税環境整備としまして、延滞金等の利率の見直し、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しなどを行うものでございます。なお、今回の改正には、年金所得にかかる仮特別徴収額、これは町条例47条の5にありますが、などにつきましては、現在、政省令の改正作業が行われておりますので、今回の改正には含まず、次回の提案になることを申し添えておきたいと思っております。

それでは、議案の最後につけております新旧対照表で順次説明をさせていただきます。新旧対照表をお開きください。

まず1ページ、本則第34条の7、第2項、寄附金税額控除であります、税法上の根拠を示したものでございます。

次に2ページ、第54条第5項、固定資産税の納税義務者ですが、現行の特例措置について適用期限の到来に伴い整理をするものでございます。

3ページ、131条、特別土地保有税は、現在課税しておりませんので説明を省略致します。

4ページからは、附則であります、第3条の2は延滞金の割合等の特例でありまして、市中金利が低下していることを踏まえ、利率の引き下げを行うものであります。延滞金については、税法56条等において、納期限の翌日から一月間を7.3%、その後を14.6%としているところでありますが、附則におきまして、特例基準割合を設けまして、平成24年においては、4.3%を適用しているところでございます。同じく4ページの下、第4条、

納期限の延長にかかる延滞金の特例も前第3条の2と同趣旨によるものでございます。

5 ページ、第4条の2、公益法人等にかかる町民税の課税の特例でございますが、一定要件を満たした法人をこれに加えるものでございます。

6 ページ、第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限を平成29年度までの4年間延長し、併せて消費税引き上げ時の負担を平準化するものです。

第7条の4、寄附金税額控除における特別控除の特例は、市町村に対する寄附金につきまして、平成26年度から50年度までに限り、一定率を加算する措置を講じたものです。

第10条の2、見出しの法附則第15条というのは、固定資産税等の課税標準の特例でありまして、同条第37項の電気事業者による認定発電設備の方を追加しております。

以下、7ページから10ページまでの各条は、東日本大震災被災者にかかるものでございまして、17条の2で、優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例、22条の2で、被災居住用敷地の譲渡期限の延長など、23条で、住宅借入金等特別控除の適用期限の特例措置を講じるものでございます。

以上が新旧対照表の説明でございましたが、ここで条例の改め文の4ページをご覧くださいと思います。

附則であります。本条例改正は第1条において、施行期日を平成25年4月1日としておりますが、1号において、第34条の7第2項の改正規定、並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2、第22条の2の改正規定及び次条の規定については、平成26年1月1日から、2号において、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定については、平成27年1月1日からの施行としております。

以上、長くなりましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定を致しました。

(11:54)

議 長 次に、日程第15、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の提案理由をご説明致します。

地方税法等改正案が、平成25年3月29日に国会で可決成立し、3月30日公布、4月1日から施行されたところがございます。そこで、この法律改正に伴いまして、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは、私から改正を致しました内容についてご説明を致し

ます。

まず、改正の概要でございますが、特定世帯にかかる国民健康保険税基礎課税額の軽減特例措置の延長及び特定継続世帯にかかる軽減特例措置の適用が主なものでございます。

国民健康保険の被保険者であったものが、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、地方税法の改正によって国民健康保険税の軽減判定所得の算定を恒久化する他、特定世帯にかかる世帯別平等割を、最初の5年間で2分の1軽減、これは現在もあっておりますが、その後、現行制度に加えまして、その後3年間、4分の1減額する措置を講ずる改正でございます。それでは新旧対照表により説明致しますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、5条の2につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割を定めている条文でございます。改正前のところで、「5年間を経過するまでの間に限り、同日」を削除致します。この分が恒久化する部分でございます。それ以降、改正後に掲げておりますが、「であって、同日の属する月以降5年」という分が、この分が特定世帯に定めるものでございます。中程にあります「及び特定継続世帯」以降についてが、新たに措置を講ずるものでございまして、5年を経過する月の翌月から8年を経過するまでの月、いわゆる3年間延長をするという条文を加えているところでございます。

この中程にあります1万8,900円につきましては、医療分にかかる世帯別平等割でございます。第2号は省略をされておりますが、特定世帯で金額は9,450円と規定を致しております。これは1万8,900円の2分の1でございます。

第3号が新設を致します特定継続世帯にかかる世帯別平等割でございます。1万8,900円の4分の3で、1万4,175円と定めたものでございます。

次に、第7条の3につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割を定めている条文でございます。

第1号が、8,400円で、これは後期高齢者支援金にかかる世帯別の平等割でございます。

第2号が特定世帯で、省略をされておりますが、8,400円の2分の1で

4,200円を規定しているところをごさいますて、第3号が新しく設けた特定継続世帯にかかる世帯別平等割でございます。8,400円の4分の3で6,300円と定めたものでございます。

次に、23条でございます。23条は国民健康保険税の減額について規定をしているところをごさいます。

第1号において7割軽減を規定している条文でございます。第1号のイ、先程第5条の2で新設を致しました1万4,175円の特定継続世帯にかかる7割軽減を(3)で9,923円と定めているものでございます。

エにつきましては、後期高齢者支援金等の課税額についての7割軽減分でございまして、6,300円の7割軽減4,410円と定めたものでございます。

次に、第2号でございます。ここは5割軽減を定めた条文でございます。

イ(3)で、特定継続世帯が1万4,175円の5割で7,088円、特定継続世帯が6,300円の5割軽減で3,150円と規定をしているところです。

次に、第3号ですが、これは2割軽減を定めている条文でございます。

イ(3)の特定継続世帯の分で1万4,175円の2割軽減で2,835円と規定をし、エの(3)で特定継続世帯を2割軽減で1,260円と規定をするものでございます。

次の附則でございまして、附則第15項の改正につきましては、上位法であります地方税法附則にかかる条項が追加等で一部改正をされたことに伴いまして、該当する条文を改正したものでございまして。

次に附則の説明を致します。本文の方をご覧いただきたいと思ひます。

附則の第1条で施行期日は平成25年4月1日から施行する、ただし附則第15項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行すると致しております。

第2条で、適用区分と致しまして、第1項で改正後の川棚町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることと致しております。

第2項で、新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用すると致しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 **長** これから質疑を行います。

1 4 番久保田 お尋ねします。2号の特定世帯の場合に、またプラスされて3号の改正が盛り込まれたんですけれども、この3号の改正によって、被保険者の負担はどうなるのでしょうか。

健康推進課長 お答え致します。今いわゆる従前の条例におきましては、5年を経過した場合には、軽減がないということにされていたわけですね。しかし今回の条例改正によりまして、5年を経過し、延長3年間ではありますが、その3分の1が減額できるということになりました。ですから1万8,900円の特定世帯が1万4,175円ということになりますので、その3分の1が減額になると、軽減されるということになります。それ以降、7割、5割、2割軽減についても、それ相応の減額があるということになります。ただ、3年間ですので、あと国が基本的に後期高齢者広域の関係の分を、いつまで延ばすのか、そこの部分でまた延長がさらにある可能性はありますが、今のところは3年間ということに定めてあるところがございます。以上です。

1 4 番久保田 この先どうなるか分からないということでしたけれども、これは結局、夫と妻の年齢差が8歳までの人にしか対応しないということですね。対象にならないということですね。

健康推進課長 基本的にはそうなるかと思えます。最近のいわゆる年齢差の格差によってはですね、対象にならない方もあるのではないかと考えております。本町でそういう方がいらっしゃるかどうか把握は致してはおりません。以上です。

議 **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

1 4 番久保田 反対討論を行います。安倍内閣は、制度は定着したなどと現代

版乳母捨て山の存続を図ろうとしています。長崎県で見ると、長崎県は短期保険証の交付は、九州で3番目に高く、滞納処分件数は全国で2番目に高くなっております。高齢者にとって、こんなに厳しい制度はその場しのぎの対応ではなく、これは廃止すべきと思います。以上の理由から、私は反対致します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 2 番田口 軽減措置が5年間が終わったら即元に戻るということを緩和するために、3年間だけ、半分だけ戻しましょうというような趣旨だと思いますので、配慮されている措置だと思いますので、私は賛成致します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定を致しました。

(12:08)

議 _____ **長** 次に、議会運営委員長から「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出」が提出されております。

お諮りします。「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」は、急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」は、急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議

題とすることに決定を致しました。

議 長 追加日程第1「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題と致します。

お諮りします。議会運営委員長から「①議会運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項」について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布致しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

(12:10)

議 長 お諮り致します。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決されました案件につきましては、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定致しました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。平成25年5月川棚町議会臨時会を閉会します。ご起立願います。お疲れ様でした。

(12:11)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員
